

各位

会社名 大英産業株式会社 代表者名 代表取締役社長 一ノ瀬 謙二 (コード:2974 福証) 問合せ先 執行役員管理本部長 宇留嶋 栄治 (TEL, 093-613-5500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月11日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2022年12月26日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 変更案第 17 条 電子提供措置等
- ・ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに 伴い、定款を変更するものであります。
- ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めること が義務付けられたことから、変更案第17条(電子提供措置等)第1項を新設するものであり ます。
- ・ 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を 請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するこ とができるようにするため、変更案第 17 条 (電子提供措置等) 第 2 項を新設するものであり ます。
- ・ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 17 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ・ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経 過後に削除するものといたします。

(2) 変更案第21条 代表取締役及び役付取締役

・ 現行定款では、代表権の付与を1名に限りできるとしておりましたが、これからの当社の経 営体制の強化を図るためには、複数人の代表権の付与が必要と考え、第1項を修正するもの であります。

(3) 現行定款第22条 業務執行

- ・ 当社では中長期的な経営体制の強化に向け、取締役社長による業務の統括体制から、経営と 業務執行を分け、複数の取締役に対し、執行の責任と権限を与える経営体制へと移行してい きたいと考えております。
- ・ 今後の体制の変更を見据え、第22条の条文を削除するものであります。

(4) 変更案第48条2項

・ 将来的な中間配当の実施を見据え、配当における対象者の記載を、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主から毎年中間期末及び全期間期末日の最終の株主名簿に記載された株主へと変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款一部変更のための株主総会開催日2022 年 12 月 26 日 (予定)定款一部変更の効力発生日2022 年 12 月 26 日 (予定)

現行定款

(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(新設)

第 18 条~第 20 条(省略)

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を選定する。

2 (省略)

(業務執行)

第22条 代表取締役社長は会社の業務を統括 し、取締役会長、取締役副社長、専務 取締役および常務取締役は代表取締役 社長を補佐し、定められた事務を分掌 処理し、日常業務の執行に当たる。 2 代表取締役社長に事故があるとき は、取締役会において、あらかじめ定 めた順序により他の取締役が代表取締 役社長の業務を代行する。

第23条~第48条(省略)

変更案

(削除)

(電子提供措置等)

第 17 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものと する。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第 18 条~第 20 条 (現行通り)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取 締役を1名以上選定する。

2 (現行通り)

(削除)

第22条~第47条 (1条繰り上げて条文内容は現行通り)

(剰余金の配当)

第49条 459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

> 2 剰余金の配当は、毎年9月30日の 最終の株主名簿に記載または記録され た株主もしくは登録株式質権者に対 し、期末配当を行うことができる。

第 50 条~第 51 条 (省略)

(新設)

(剰余金の配当)

第 48 条 (現行通り)

2 剰余金の配当は、毎年3月31日または9月30日のそれぞれの最終の株主 名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間または 期末配当を行うことができる。

第49条~第50条

(1条繰り上げて条文内容は現行通り)

(附則)

- 1 2022年9月1日(以下「施行日」という) から6か月以内の日を株主総会の日とする 株主総会については、定款第17条(株主総 会参考書書類等のインターネット開示とみ なし提供)はなお効力を有する。
- 2 本附則は施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。